

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日付けでA所在のB会社（以下「会社」という。）に同社の親会社であるC会社（以下「親会社」という。）から管理を委託されている寮（以下「寮」という。）の住み込みの寮母として採用され、寮生の賄いを主として寮生のための食事準備等を行う傍ら、寮内設備の点検等の補助等の業務を担当し、寮監として採用された請求人の夫（請求人及び請求人の夫を併せて、以下「請求人夫婦」という。）と共に、寮生○人規模の寮の管理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月にアレルギーのある寮生に別メニューの夕食を提供したことについて、他の寮生が親会社にクレームを上げたため親会社から説明を求められたことや、住み込みで勤務するため、日中の手待ち時間にも食料品の買い出し業務や寮内の植栽の管理業務等に従事することから、労働時間が長くなったことが原因で体調不良を自覚するようになったという。請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「反応性うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書(略)理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、○年○月頃、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると当審査会としても判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期について、○年○月に加えて、○年○月についても併せて検討すべきであると主張しているが、その根拠は十分に示されておらず、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①恒常的に長時間労働を行っていたこと、②決定書理由に記載のとおり、寮生との間で様々なトラブルがあったこと等の出来事が縷々あり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているため、以下検討する。

イ 上記アの①の主張について、請求人の労働時間についてみると、決定書(略)

理由に説示するとおり、監督署長は、会社が設定し、当該内容につき請求人夫婦が署名押印している書面にある「寮監・寮母の勤務の態様」に着目しつつ、請求人を始めとする各関係者の申述及び各関係資料等をしんしゃくの上、①本来請求人の夫が担当する献立表の作成について、請求人が手書きで元となる資料を作成しているとの申立てを認め、これに要する時間として1時間を労働時間に計上し、②請求人の労働時間算定の起点を当該労働時間が最長となる日の設定を試みるなど、各日の勤務状況を精査した上、客観的かつ合理的な範囲において、可能な限り請求人の労働時間が長くなるように労働時間の算定方法を採用している。

したがって、当審査会としても、決定書(略)理由に説示するとおり、監督署長の労働時間の認定は妥当であると判断する。

これによれば、請求人の時間外労働時間数は本件疾病の発病前4か月目の20時間が最大であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の時間外労働時間数について心理的負荷を判断するに当たる出来事として評価することはできない。

ウ 上記アの②の請求人主張の出来事について、一件記録を精査の上、検討したところ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その主張する各出来事の存否及び心理的負荷の総合評価は、「弱」若しくは出来事そのものが評価の対象とはならないものであると判断することが相当であると判断する。

(4) したがって、当審査会としても、評価期間において、業務による出来事の心理的負荷の程度は「弱」にとどまることから、本件疾病の発病は業務上の事由によるものであると認めることはできないと判断する。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。